

令和４年度第３回
野田市情報公開・個人情報保護審査会会議次第

日 時 令和４年 ９月２０日（火）
午後３時から

場 所 市役所 低層棟４階 委員会室

議題

諮問事項 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度等の見直しについて（公開）

自己情報コントロール権の保障（目的外提供に対する事前の異議申出制度）について（現行条例第5条の2）

1 結論

目的外提供に対する事前の異議申出制度の制度については、現行条例で規定されているが、改正法に規定がなく、また、法施行条例で規定することが許容されないとされているものである。法施行条例では規定せず、運用を明文化していく。

2 具体的な内容

現行条例第5条の2では、実施機関が公益上特に必要があると認めて実施機関以外の者に目的外提供しようとする場合には、提供される情報の対象者に事前にその旨を周知することを義務付けるとともに、当該提供に異議を申し出た対象者の情報については原則提供しない旨を規定している。

一方、改正個人情報保護法（以下「改正法」という。）にはそのような旨の規定がない。

さらに、個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）（P74）には以下の記述がある。

「個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの（例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定）について、条例で独自の規定を定めることは許容されない。」

このため、従前の取扱いが改正法施行後も可能か否か検討する必要性が生じたことから、現行条例のような規定を法施行条例においても規定することが可能かを個人情報保護委員会に問い合わせたところ、現行条例第5条の2及び第9条については、「法の規定と重複する内容を規定するものであり、規定の競合に伴う混乱を排除するため、これらの規定を改正法の施行後の施行条例で設けることはできません」が、「条例に条文は設けず、第三者提供を行うか否か判

断する内部的な運用として、本人から第三者提供に対する異議があったことを判断要素とすることは妨げられるものではありません。」との回答があった。

以上のことから、具体的な手続を伴う規定を新条例に設けることは断念し、以下のような理念規定を新たに設ける。

なお、「個人情報の保護に関する法律についてのQ & A（行政機関等編）」では、理念規定を設けることについては、「法の目的や規範に反することがなく、また、事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えることがない限りにおいて、法施行条例上に独自の理念規程を設けることは妨げられません。」とされている。

（規定案）

（自己情報コントロール権）

第〇条 市は、市民の自己情報コントロール権を尊重するよう努めなければならない。

具体的な異議申立て手続に係る運用については、法第69条第2項第3号及び第4号を適用して目的外に提供する際の運用として、明文化することとした。

【旧野田市個人情報保護条例第5条の2に規定されていた手続について】

法第69条第2項第3号及び第4号を適用して保有個人情報を目的外に提供するには、次の手続をとること。

- 1 当該提供の対象となる者（以下この条において「対象者」という。）に対し、あらかじめ、提供の趣旨及び内容、異議がある場合の申出の方法その他対象者の自己情報コントロール権を保障するために必要な事項を野田市報及び野田市のホームページへの掲載の方法により周知する。
- 2 前項に規定する申出があったときは、原則として、その者の個人情報の提供をしない。

なお、どのような文書に明文化するかについては現在検討中であるが、現行条例の「解釈と運用の手引」に代わるものを作成する予定である。

（作成方法の例）

- ・ 国が示している「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」を基に、野田市用の追補版を作成する。

個人情報ファイル簿・個人情報取扱事務登録簿に関する運用について（現行条例第6条）

1 結論

改正法施行後も個人情報取扱事務登録簿を作成し、公表し、野田市情報公開・個人情報保護審査会に対して報告する仕組みを残す。かつ、法で定められた最低限の個人情報ファイル簿を作成する。

【個人情報保護法施行条例案】

（登録簿）

第〇条 市の機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、規則で定める事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

2 市の機関は、個人情報取扱事務（規則で定める事務を除く。）を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 市の機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、登録簿への登録を廃止しなければならない。

4 市の機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

5 市の機関は、登録簿の記載事項について、野田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成23年野田市条例第1号）に規定する野田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告するものとする。この場合において、審査会は、市の機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

2 具体的な内容

個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）は、現行条例第6条に規定されているもので、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときに届

出担当課が届け出て、届け出た登録簿を届出担当課ごとにホームページ等で公表しているものである。登録簿は、事務の目的ごとに届け出ることとしており、収集する個人情報に1件でも、仮に容易に検索ができるようになっていなくても、市がどのような目的でどのような個人情報を収集し、どのように利用しているかを市民に公表し、市民が自己の個人情報の開示を請求し、訂正を請求し、又は利用の停止を請求するために必要な情報として提供しているものである。この登録簿があることにより、市の職員も、目的等を意識して個人情報を扱うことができるものとなっている。

改正法には登録簿と同一の制度はないが、法第75条第1項から第4項までの規定により、「個人情報ファイル簿」の作成・公表が義務付けられている。

「個人情報ファイル簿」の作成については、市が「個人情報ファイル」を保有するに至ったときは、「個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない」とされている。「個人情報ファイル」とは、「保有個人情報を含む情報の集合物であって次に掲げるものをいう。（1）一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（2）前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの」とされている。「体系的に構成したもの」に限られているのは、漏えいした際のリスクがより高いという理由からである。

現行条例の登録簿相当のものについては、法第75条第5項の規定により、「条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない」とされている。登録簿は、市民目線で必要な情報提供であり、市内部での個人情報の取扱いを管理するためにも役立っていること、及び改正法第82条第1項の規定により、保有個人情報の開示を行う場合に開示請求者に対して利用目的について通知しなければならないことから、利用目的は、適切に整理・管理する必要があるため、市では登録簿の作成、公表を維持することとしたいと考えている。

要配慮個人情報の収集制限について（現行条例第7条第2項及び第4項）

1 結論

要配慮個人情報の収集を制限する規定は、設けられない。

そもそも、健康情報や障がい情報については、市にとって、特に保健センターや障がい者支援課などの所属にあつては、それらの情報を取り扱わなければ該当者を支援するという事務の目的が果たせないものであり、こうした所属であっても、法令等に根拠がなければ野田市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いてからでないと取り扱うことができない現在の収集制限は、実態にそぐわない規定になっている。

収集制限を設けることができないが、法（施行令及び規則を含む。）においては、要配慮個人情報について、その情報の性格に照らして、法第68条に基づく漏えい等の報告及び本人への通知並びに法第75条に基づく個人情報ファイル簿の記載について規定が設けられており、これらの規定に従った取扱いが地方公共団体の機関には義務付けられている。

また、収集制限を置くことができないため、現行条例第7条第4項のような野田市情報公開・個人情報保護審査会への諮問規定を置くことはない。

審査会には、課題整理票②のとおり、個人情報取扱事務登録簿の登録、変更の際に報告するものとし、登録した事務が要配慮個人情報を取り扱うことについての意見を聴取する等の関わりを求めるものとする。

2 具体的な内容

現行条例では、要配慮個人情報は原則として収集してはならないこととしている。そして、法令等の定めがある場合を除き、収集する際にはあらかじめ審査会の意見を聴かなければならないこととしている。

改正法では、行政機関等による要配慮個人情報の収集を制限する規定は特段設けられていない。

個人情報の保護に関する法律についてのQ & A（行政機関等編）A 3－2－

1 では、「要配慮個人情報の取得制限を法施行条例で規定することは認められない」とある。一方、「安全管理措置の内容は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、保有個人情報の取扱い状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容とする必要があり、行政機関内部における安全管理体制の構築に当たって、取り扱う保有個人情報が要配慮個人情報に当たることを勘案することは考えられ」る、としている。

個人情報の本人以外からの収集制限について（現行条例第7条第3項及び第4項）

1 結論

本人からの直接取得に限定する規定は設けられない。

また、本人からの直接取得に限定する規定を設けることができないため、現行条例第7条第4項の野田市情報公開・個人情報保護審査会への諮問規定を置くことはない。

2 具体的な内容

現行条例では、個人情報は原則本人から収集しなければならないとしている。「本人」というのは、「個人情報によって識別される特定の個人」であるから、収集元が家族であっても、それは厳密に言うと「本人以外からの収集」に当たるため原則禁止されており、法令等の根拠や本人同意があるかなど、条例第7条第3項各号の理由があるかを確認する必要がある、各号の理由がなければ、野田市情報公開・個人情報保護審査会の意見をあらかじめ聴いてからでないと収集できない規定になっていた。

このため、例えば「同居の家族の状況」を記載した何らかの申請書の提出を受ける際、提出者以外の個人情報の収集について支障があった。わざわざ本人同意があることを確認したり、あるいは当然に本人同意があるものと推定するなど無理に個人情報保護条例の規定を遵守しようとすることで支障が生じる場合もあった。

また、別の例では、市において、委員、講師、指導者、助言者等の選任を行うに当たり、関係団体から候補者を推薦していただくため、候補者に関する個人情報を収集する必要があるときも同様、本人同意を得てから推薦を頂くようにしていたが、このやり方では本人に事前に期待感を抱かせることにより対象外となった場合の不信感につながるなど、事務の円滑な実施を困難にするおそれがあった。

一方、改正法適用後は、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の 11 で、「個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの（例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定）について、条例で独自の規定を定めることは許容されない。」と記載されている。

国としては、法第 61 条第 1 項で「行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない」とし、第 64 条で「偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない」と規定していることにより、個人情報保護の水準を保つことができるという考えである。

以上のことから、本人からの直接取得に限定する規定は設けられないとのガイドラインの記載に則り、当該規定は設けないものとする。

目的外利用・提供の制限について（現行条例第9条）

1 結論

法令に根拠がなく、又は本人同意がない場合の本人以外への目的外利用・提供については、法令以外の出版、報道等により公にされているとき及び個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるときを除き、市の各機関が判断に迷うときは、事前に野田市情報公開・個人情報保護審査会にアドバイスを求め、目的外利用・提供を市の各機関が判断するものとする。

2 具体的な内容

改正法の適用後、現行条例第9条の規定に相当する規定は、改正法第69条に規定される。

両者の規定の違いは、第一に、現行条例では「出版、報道等により公にされているとき」（1項3号）及び「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき」（1項4号）が目的外利用・提供の制限が解除される場合として明記されていたが、改正法ではこうしたときが具体的な例示ではなく、「（利用や提供について）相当の理由があるとき」に当てはまるかどうかを毎回市の機関が判断することとされていることである。

第二に、現行条例では、「実施機関が公益上特に必要があると認めるとき」（1項5号）であって「あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない」（3項）の規定に基づき意見を聴いたときが目的外利用・提供の制限が解除される場合として明記されていたが、改正法では「（利用や提供について）相当の理由があるとき」に当てはまるかどうかを毎回市の機関が判断することとされていることである。

現行条例では「実施機関が公益上特に必要があると認めるとき」には「審査会の意見を聴かなければならない」と、規定上では意見に従うことが義務ではなかったが、実施機関は審査会の意見を尊重して判断してきた。

この点、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」9－4では、「個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。令和3年改正法では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するものである。」と国の考えが記載されている。なおこのガイドラインには「本ガイドラインの中で、『しなければならない』及び『してはならない』と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある。」とされている。

このため、新条例には、野田市情報公開・個人情報保護審査会への意見聴取を必ず実施する旨の規定は置くことができず、「条例以外の規則や規程などにより規定する場合であっても、個別の案件の処理に関して審議会等への報告や意見聴取を要件化するようなものは、個別案件における個人情報の取扱いについて、類型的に審議会等への諮問を行うものに類するものとして、許容されません。」との見解も示されている。

このため、市としては、条例等に規定を置かず、目的外利用・提供に相当の理由があるか、特別の理由があるかを判断するための判断材料として、審査会に対し、要件としてではなく、適宜アドバイスを求めるものとする。

また、審査会の自発的な調査による意見を判断の参考にすることは妨げられないと考えられるため、必要に応じて審査会に御意見を頂くなど最大限活用していくものとする。

(参考) 改正法第69条

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

電子計算機結合の制限について（現行条例第 12 条）

1 結論

電子計算機結合を制限する規定は設けられない。

電子計算機結合の制限の規定は、条例制定時からのものであるが、情報化社会の進展に伴い情報を電子計算機により処理すること及び電子計算機同士を結合して情報をやり取りすることが当然のことになっていることから、電子計算機結合を原則禁止とする規定は実態にそぐわなくなっている。

情報化社会が進展する一方で、国内外を含めて悪意を持つ者の攻撃も増大しており、電子計算機結合を行うことによる漏えい等のリスクは高いものであることを考慮し、改正法第 66 条の「安全管理措置（保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適正な措置）」を施すことを重点に置くものとする。

また、電子計算機結合を制限する規定を設けることができないため、現行条例第 12 条第 2 項の野田市情報公開・個人情報保護審査会への諮問規定を置くことはないが、審査会に対しては、サイバーセキュリティに関するリスクの増大やセキュリティ技術の向上に応じた安全管理措置の水準等について、法 129 条の規定により必要に応じて、その専門的な知見に基づく意見を聴くものとする。

2 具体的な内容

現行条例では、外部との電子計算機結合は原則禁止し、法令等の根拠なく結合を行おうとするときは、「公益上特に必要と認めた場合であって、個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるものであると認め」て、野田市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で行うこととしている。

審査会への意見聴取の際は、① 公益性があるか。② 代替手段がないか。
③ セキュリティ対策が万全であるか。などを説明しており、多くの場合、①

については、市の実施する事業であるため公益性があり、②については、結合により迅速な事務を実現できることを代替する手段がなく、③については、閉域網を利用し、そうでない場合でも通信経路を暗号化することにより万全なセキュリティ対策が施されることから、承認を得ることができている。

一方、改正法には電子計算機結合を制限する旨の規定はない。また、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の11では、「個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの（例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定）について、条例で独自の規定を定めることは許容されない。」とされており、当該条文を法施行条例に置くことはできない。

しかし、法第66条に「保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない」との規定があり、セキュリティ対策を万全にすることは必要であることから、電子計算機結合を行う際の安全管理措置の水準について、サイバーセキュリティに関するリスクの増大やセキュリティ技術の向上に応じて、野田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、専門的な知見に基づく意見を聴くこととする。

事務の委託等に係る審査会への意見聴取等について（現行条例第 13 条）

1 結論

事務の委託等に係る審査会への意見聴取等の規定はしないものとし、審査会には、法 66 条の安全管理措置の内容を事前に設定する際に意見聴取をするものとする。

2 具体的な内容

指定管理者に公の施設の管理を行わせるときの個人情報保護のための個別具体的な必要な措置について審査会に意見を聴くこと及び指定管理者以外のものに個人情報を取扱いを委託する場合の個別具体的な個人情報保護措置を審査会に報告することについては、新条例に規定しないものとする。

審査会への意見聴取については、法第 129 条で規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に意見を聴くことができるとされており、「定型的な案件の取扱いについて、専門的な知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合」にそれが可能であるとされていることから、改正法第 66 条の安全管理措置の内容を事前に設定する際に意見聴取をするものとする。

その他の課題

① 定義規定（実施機関・議会）について（現行条例第2条）

現行条例においては「実施機関」の定義に議会を含め、市の他の機関と同一の規律をしているが、改正法の「地方公共団体の機関」には議会は含まれておらず、議会は、別個に規律を設けることになる。市と同様の保護水準を確保していただくため、全国市議会議長会から示された改正法の規定をベースとした条例（例）に、市の法施行条例で独自に規定する内容を加えたものにしていただくよう議会に促している。

② 定義規定（実施機関・土地開発公社）について（現行条例第2条）

野田市土地開発公社（以下「公社」という。）については、個人情報保護法における民間事業者に対する規律（第4章）に従うことになるが、個人情報の安全管理措置などは、これまでどおり市の機関と同等の個人情報保護水準を保つものとする。

③ 条例要配慮個人情報について（現行条例第2条関係）

改正法では、地方公共団体の機関等が保有する個人情報のうち、地域の特性等に応じて、その取扱いに特に配慮を要するものを「条例要配慮個人情報」として条例で定めることができる。

現時点において条例要配慮個人情報とすべきものは特に想定されないため、規定は設けないものとする。

④ 事業者の責務について（現行条例第4条）

事業者の責務については、改正法第4章において規定されていることから、施行条例では規定しないものとする。

⑤ 市民の努力義務について（現行条例第5条）

現行条例の市民の努力義務に関する規定については、改正法第3条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであ

ることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない」との規定があることから、施行条例では規定しないものとする。

⑥ 不開示情報について（現行条例第 17 条及び情報公開条例第 6 条）

個人情報保護法に基づく開示請求の際の不開示情報については、情報公開条例との整合を図るために、条例不開示情報を置くことが認められているが、現行の野田市個人情報保護条例の不開示情報と野田市情報公開条例の不開示情報とに実質的な差はない。また、現行の野田市個人情報保護条例の不開示情報と個人情報保護法の不開示情報も実質的な差はない。このことから、条例不開示情報の規定を法施行条例に設けないものとする。

ただし、個人情報保護法と情報公開条例における条文の書きぶりが異なることで、市民に混乱を生じさせるおそれがあるため、野田市情報公開条例の不開示情報を改めるものとする（法施行条例附則改正）。

⑦ 開示決定等の期限について（現行条例第 21 条並びに情報公開条例第 10 条及び第 11 条）

野田市個人情報保護条例では、開示決定までの期間について、当初の開示期限として原則 15 日以内、事務処理上の困難等の理由がある場合に開示期限の延長ができる日数について、45 日としている。一方、改正法では当初の開示期限を 30 日以内、開示期限の延長日数を 30 日としている。当初の期限、延長日数については、法施行条例に規定することにより短縮可能だが、延長はできない。つまり、これまでの規定のとおりにはできないということになる。

野田市における開示決定までに 46 日以上を要した件数は令和元年度に 2 件、令和 3 年度に 2 件あり、今後もこうしたケースは見込まれる。また、開示決定までの期間が 45 日以内に収まっている場合であっても、開示決定等のスケジュールに無理が生じている現実がある。これについては、約 20 年前、条例を制定した当初に想定していたよりも、開示請求の内容が多岐にわたるようになっており、同時に地方行政に対する需要も多様化し、個人情報を保有する課が開示請求に対応できる人員を十分確保できていないためであると分析する。文書の特定に時間を要してしまうと、文書の特定後の不開示情報の精査を短時間

で行わなければならないが、不開示情報の決定も慎重に行う必要があるため、結果として当初の開示期限を延長するケースが近年多くなっている。これまでの当初15日以内の規定は、現状に即しておらず、「迅速な開示を目指す」という努力目標を示すものになってしまっている。このため、市では、個人情報保護法に規定の当初の開示期限の30日及び延長可能期間の30日については、いずれも短縮しないものとする。

また、開示決定等のスケジュールに無理が生じている現実については、情報公開条例に基づく行政文書の開示請求の場合も同様であることから、個人情報保護法と整合を取るためにも、当初の開示期限30日、延長可能期間30日に改めるものとする（法施行条例附則改正）。

⑧ 開示の方法等について（現行条例第23条第4項、第5項、第6項）

改正法に規定のない開示の手続に関する項目について、改正法第108条に基づき法施行条例に定めるものとする。

（開示の手続に関する事項）

第6条 法第87条第1項に規定する行政機関等が定める方法は、当該保有個人情報に係る部分の視聴、閲覧、写しの交付とする。

2 開示決定に基づき保有個人情報が記録された文書若しくは図画の閲覧又は保有個人情報が記録された電磁的記録の閲覧若しくは視聴をする者は、当該文書、図画又は電磁的記録を丁寧に取り扱い、汚損、破損、加筆等の行為をしてはならない。

3 市の機関は、開示決定に基づき保有個人情報が記録された文書若しくは図画の閲覧又は保有個人情報が記録された電磁的記録の閲覧若しくは視聴をする者が当該閲覧又は視聴に係る保有個人情報が記録された文書、図画又は電磁的記録を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報が記録された文書、図画又は電磁的記録の閲覧又は視聴を中止させることができる。

4 法第87条第1項の規定による写しの交付における交付部数は、当該保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書1件につき1部とする。

5 法第77条第2項の規定は、法第87条第1項の規定により保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

⑨ 個人情報本人開示請求等に係る手数料について（現行条例第23条の2）

現行条例の運用に合わせ、手数料は徴収せずに、写しの作成及び送付に要する費用の実費相当額を徴収するものとする。

（開示請求に係る手数料）

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

規則イメージ

第〇条 条例第5条第2項に規定する写しの作成に要する費用の額は、単色刷りで日本産業規格A列2番まで又は多色刷りで日本産業規格A列3番まで1枚につき10円とし、その他のものは、実費に相当する額とする。

2 条例第5条第2項に規定する送付に要する費用の額は、当該写しの送付に要する郵便料金に相当する額とする。

⑩ 開示手続の特例について（現行条例第24条）

口頭による開示請求については、具体的には、野田市職員採用試験の結果に関して、不合格者から口頭による開示請求があった場合、総合得点及び総合順位を開示している。なお、開示の実施方法は、試験の募集案内により告示している。改正法に基づく開示請求としては認められないが、本人に対する保有個人情報の提供は、法第69条の要件を満たす場合に各地方公共団体の判断で行うことができることから、今後は法第69条第2項第1号の「本人への提供」

を根拠に、これまでどおりの実施方法で行うものとする。

⑪ 出資法人等について（現行条例第 35 条）

現行条例においては、市が出資その他財政支出等を行う法人（出資法人等）に対し、条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護のために必要な措置を講ずる義務があることを規定しているが、改正法においては個人情報取扱事業者として民間部門の規律が適用されることになる。個人情報の安全管理措置などは、これまでどおり市の機関と同等の個人情報保護水準を保つものとする。

⑫ 行政機関等匿名加工情報制度について（新制度）

匿名加工情報とは、個人情報の一部又は全部を削除して、特定の個人を識別できないよう復元不能な加工をした情報をいう。

行政機関等匿名加工情報制度とは、行政機関等が、事業者等から当該情報の利用提案の募集対象となる個人情報ファイルを公表して提案募集し、応募のあった提案を審査して適格と認めた場合に当該個人情報ファイルの内容を匿名加工情報に加工して提供する制度。改正法によって都道府県及び政令指定都市への導入は義務付けられたが、それ以外の地方公共団体における導入は現時点では任意である。

匿名加工情報の適切な加工のための専門的知識を持つ人材の確保、加工が適切に行われたかの確認方法等について、導入した地方公共団体における運用を確認し、個人情報の保護を適切に図ることができる制度設計について慎重に検討する必要がある、国とは違い市レベルで具体的な利用ニーズが見込めないため、当面、匿名加工情報制度の導入は見送るものとする。

野田市個人情報保護法施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

【市独自の理念規定】

（自己情報コントロール権の尊重）

第3条 市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、市民の自己情報コントロール権を尊重するよう努めなければならない。

【改正法第75条第5項に基づく個人情報取扱事務登録簿に関する規定】

（登録簿）

第4条 市の機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、規則で定める事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

2 市の機関は、個人情報取扱事務（規則で定める事務を除く。）を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 市の機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、登録簿への登録を廃止しなければならない。

4 市の機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

5 市の機関は、登録簿の記載事項について、野田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成23年野田市条例第1号）に規定する野田市情報公開・個

個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告するものとする。この場合において、審査会は、市の機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

規則イメージ

第〇条 条例第4条第1項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称
- (2) 個人情報を取り扱う事務の名称
- (3) 個人情報を取り扱う事務の目的
- (4) 個人情報を取り扱う事務の概要
- (5) 個人情報の対象者の範囲
- (6) 個人情報の収集項目
- (7) 個人情報の収集先
- (8) 法第69条第2項の規定により個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先
- (9) 市の機関以外のものへの委託等の有無
- (10) 電子計算機結合（市の機関が電子計算機による処理を行う場合において、市の機関以外のものと通信回線その他の方法により電子計算機の結合を行うものをいう。）の有無
- (11) 事務の登録年月日
- (12) 事務の開始年月日
- (13) 事務の最終変更年月日

2 条例第4条第2項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 市の機関の職員又は職員であった者（これらの者の被扶養者又は遺族を含む。）に係る個人情報であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項に関するもの（市の機関が行う職員の採用試験に関する個人情報を含む。）を取り扱う事務
- (2) 専ら試験的な事務
- (3) 1年以内に消去することとなる個人情報のみを取り扱う事務
- (4) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利

用する個人情報であつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱う事務

- (5) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報を専ら当該学術研究の目的のために取り扱う事務
-

(開示請求に係る手数料)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

- 2 法第87条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
-

規則イメージ

第〇条 条例第5条第2項に規定する写しの作成に要する費用の額は、単色刷りで日本産業規格A列2番まで又は多色刷りで日本産業規格A列3番まで1枚につき10円とし、その他のものは、実費に相当する額とする。

- 2 条例第5条第2項に規定する送付に要する費用の額は、当該写しの送付に要する郵便料金に相当する額とする。
-

【改正法第108条に基づく開示の手続に関する規定】

(開示の手続に関する事項)

第6条 法第87条第1項に規定する行政機関等が定める方法は、当該保有個人情報に係る部分の視聴、閲覧、写しの交付とする。

- 2 開示決定に基づき保有個人情報が記録された文書若しくは図画の閲覧又は保有個人情報が記録された電磁的記録の閲覧若しくは視聴をする者は、当該文書、図画又は電磁的記録を丁寧に取り扱い、汚損、破損、加筆等の行為をしてはならない。

- 3 市の機関は、開示決定に基づき保有個人情報が記録された文書若しくは図

画の閲覧又は保有個人情報記録された電磁的記録の閲覧若しくは視聴をする者が当該閲覧又は視聴に係る保有個人情報記録された文書、図画又は電磁的記録を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報記録された文書、図画又は電磁的記録の閲覧又は視聴を中止させることができる。

4 法第87条第1項の規定による写しの交付における交付部数は、当該保有個人情報記録された地方公共団体等行政文書1件につき1部とする。

5 法第77条第2項の規定は、法第87条第1項の規定により保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

【改正法第129条に基づく審議会への諮問に関する規定】

（審査会への諮問）

第7条 市の機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（旧条例の廃止）

第2条 野田市個人情報保護条例（平成12年条例第25号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 前条の規定の施行の日前に旧条例第15条、第26条又は第29条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

（野田市情報公開条例の一部改正）

第4条 野田市情報公開条例（平成8年野田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(行政文書の開示義務)

第6条 不開示情報は、次の各号に掲げる情報とする。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。
）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、
図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動
作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個
人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定
の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個
人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利
利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行とし
て公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必
要であると認められる情報
ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）
第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11
年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び
職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の
公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人
等情報公開法」という。）第2条第1項に規定する独立行政法人等を
いう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律
第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（
地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規
定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。
）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報である
ときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容
に係る部分
- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行
政法人及び土地開発公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情

報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるものの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び実施機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は実施機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方

公共団体、地方独立行政法人又は実施機関の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第10条第1項中「15日」を「30日」に改める。

第11条中「45日」を「60日」に改める。

（参考）現行野田市個人情報保護条例・改正個人情報保護法比較表

野田市個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律
（目的） 第1条 この条例は、個人情報を保護するために、その適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、野田市（以下「市」という。）が保有する個人情報の本人開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営を図ることを目的とする。	（目的） 第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに <u>個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、</u> 個人の権利利益を保護することを目的とする。 ● <u>下線部分が大きな変更点となる。</u>
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会並びに野田市土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）をいう。	（定義） 第二条 11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。 二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。） ● 議会が除外されている。（その他の課題①） ● 地方公共団体の機関ではないため、結果として土地開発公社が除外されている。（その他の課題②）
（2） 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）	第1項 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
イ 個人識別符号が含まれるもの	二 個人識別符号が含まれるもの
（3） 個人識別符号 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。	2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
（4） 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。 ●法施行条例で定めることも可能 （その他の課題③）	3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。 第六十条 5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、地域の特性その他 の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
（5） 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。	●規定なし ※ <u>番号法第2条第8項に定義規定がある。法律の適用となれば、特定個人情報の取扱いも個人情報保護法及び番号法の適用を受けるため、特定個人情報に係る定義は不要である。</u>
（6） 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。	●規定なし ※ <u>番号法第31条第3項（R5.4.1改正後）によつて読み替えられた改正法による取り扱いを受けることから、定義は不要である。</u>

野田市個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律
(7) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。 (実施機関の責務等) 第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。 2 実施機関の職員（土地開発公社にあっては、役員を含む。以下同じ。）は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (事業者の責務) 第4条 事業者（法人その他の団体（国、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び土地開発公社を除く。）及び事業を営む個人をいう。以下同じ。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、その保有する個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止について必要な措置を自ら講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。 (市民の努力義務) 第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱い、他人の権利利益を尊重するよう努めなければならない。 (自己情報コントロール権の保障) 第5条の2 実施機関は、個人情報を第9条第1項第5号に掲げる事由により個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために実施機関以外のものに提供しようとするときは、当該提供の対象となる者（以下この条において「対象者」という。）に対し、あらかじめ、提供の趣旨及び内容、異議がある場合の申出の方法その他対象者の自己情報コントロール権を保障するために必要な事項を野田市報及び野田市のホームページへの掲載の方法により周知しなければならない。 2 実施機関は、前項に規定する申出があったときは、原則として、その者の個人情報の提供をしてはならない。 (個人情報取扱事務の届出) 第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（一時的な使用であって、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務その他規則で定める事務を除く。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1) 個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称 (2) 個人情報を取り扱う事務の名称 (3) 個人情報を取り扱う事務の目的 (4) 個人情報を取り扱う事務の概要 (5) 個人情報の対象者の範囲 (6) 個人情報の収集項目 (7) 個人情報の収集先 (8) 第9条第1項ただし書の規定により個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先 (9) 実施機関以外のものへの委託等の有無	4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。 (地方公共団体の責務) 第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。 (地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護) 第十二条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。 (区域内の事業者等への支援) 第十三条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (従事者の義務) 第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第七十六条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。 ●規定なし (その他の課題④) ●規定なし (その他の課題⑤) ●規定なし (課題整理票①) (個人情報ファイルの保有等に関する事前通知) 第七十四条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。 <u>※当該規定（個人情報保護委員会への通知義務）は、地方公共団体には適用されず、第七十五条の個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務付けられている。</u> 二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 一 個人情報ファイルの名称 三 個人情報ファイルの利用目的 四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。） 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法 七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

野田市個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律
(10) 電子計算機結合の有無	
(11) 個人情報の保存期間	
(12) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項	八 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を次条第一項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
	九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
	十 第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨
	十一 その他政令で定める事項
	2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル 二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル 三 当該機関の職員又は職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。） 四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル 五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの 六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
	七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの 八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
	九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル 十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル 十一 第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイル
2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。	
3 市長は、第1項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を野田市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に報告するものとする。この場合において、審査会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。	
4 市長は、第1項の規定による届出に係る事項について、市民等が市の取り扱う個人情報の概要を確認することができるよう、一般の閲覧に供するとともに、野田市のホームページにおいて公表しなければならない。この場合において、市長は、市民等の検索に資する一覧表を添えなければならない。	(個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。
	2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル 二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの 三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
	3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

野田市個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律
	4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。 5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。 ●現在の個人情報取扱事務登録簿を存続させるか否かを決定できる。 (課題整理票②)
(収集の制限) 第7条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。	(個人情報の保有の制限等) 第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。 2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。 3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。 (適正な取得) 第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
2 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令若しくは条例、規則その他の規程(以下「法令等」という。)の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。	●規定なし (課題整理票③)
3 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。 (2) 本人の同意があるとき。 (3) 出版、報道等により公にされているとき。 (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。 (5) 所在不明その他の事由により、本人から個人情報を収集することが困難なとき。 (6) 第9条第1項ただし書の規定により、他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。 (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。	●規定なし (課題整理票④)
4 実施機関は、要配慮個人情報を第2項第2号に掲げる事由により収集しようとするとき、又は個人情報を前項第7号に掲げる事由により本人以外のものから収集しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かななければならない。	●規定なし (課題整理票③及び④)
○規定なし	(利用目的の明示) 第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。
○規定なし	(不適正な利用の禁止) 第六十三条 行政機関の長（第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第百七十四条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。
(適正な維持管理)	

野田市個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律
第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。	（正確性の確保） 第六十五条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報 が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。
2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。	（安全管理措置） 第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。	第六十一条第2項 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
（利用又は提供の制限） 第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的（以下「目的外」という。）のために、当該個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。	（利用及び提供の制限） 第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
（1） 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。	
（2） 本人の同意があるとき。	一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
（3） 出版、報道等により公にされているとき。	二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
（4） 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。	三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
（5） 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。	四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
	3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
	4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。
2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を目的外のために利用し、又は提供するときは、当該個人情報に係る本人及び第三者（本人以外の個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。）の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。	
3 実施機関は、個人情報を第1項第5号に掲げる事由により目的外のために利用し、又は提供しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。	●規定なし （課題整理票⑤）
（特定個人情報の利用の制限）	
第9条の2 実施機関は、目的外のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。	●規定なし
2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、目的外のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を当該実施機関の内部において利用することができる。ただし、特定個人情報を目的外のために当該実施機関の内部において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。	※番号法で、個人情報保護法の特例として、個人情報保護法第六十九条第2項第2号から第4号までが適用されないこととされており、法令根拠や本人同意のない本人以外への提供及び行政機関等の内部利用ができないこととされている。

野田市個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律
(提供先への措置の要求等)	
第10条 実施機関は、第9条第1項ただし書の規定により個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を目的外のために実施機関以外のものに提供しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該提供を受けるものに対し、当該提供に係る個人情報について、使用目的及び使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は適正に取り扱うための必要な措置を講ずることを求めなければならない。	(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求) 第七十条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。
第11条 削除	
(電子計算機の結合の制限)	
第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機による処理を行う場合において、実施機関以外のものと通信回線その他の方法により電子計算機の結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。	●規定なし (課題整理票⑥)
(1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。	
(2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認める場合であって、個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるものであると認めるとき。	
2 実施機関は、前項第2号に掲げる事由により実施機関以外のものと電子計算機の結合を行おうとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。	
(事務の委託等に伴う措置)	
第13条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託しようとするとき又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせるときは、当該個人情報を保護するための必要な措置を講じなければならない。	(安全管理措置) 第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。 一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務 二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務 三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの 四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの 五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務
2 実施機関は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、前項の個人情報を保護するための必要な措置について、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。	●規定なし (課題整理票⑦)
3 実施機関は、第1項の規定により新たに委託をしたときは、当該個人情報を保護するために講じた必要な措置について、審査会に報告するものとする。この場合において、審査会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。	●規定なし (課題整理票⑦)
(受託者等の義務等)	
第14条 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者(その者から当該委託に係る事務の委託(2以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。次項において同じ。)及び指定管理者(その者から当該管理に係る事務の委託(2以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。次項において同じ。)は、前条第1項の個人情報を保護するために講ぜられた必要な措置に従うとともに、自らも個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。	(安全管理措置) 第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。 一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務 二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務 三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの 四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの 五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

野田市個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律
2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者が行う当該委託に係る事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者に係る公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。	（従事者の義務） 第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第百七十六条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
3 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき実施機関に派遣された者(以下「派遣労働者」という。)又は派遣労働者であった者は、当該労働者派遣契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。	
○規定なし	（漏えい等の報告等） 第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。 2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。 二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。
○規定なし	（外国にある第三者への提供の制限） 第七十一条 行政機関の長等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（第十六条第三項に規定する個人データの取扱いについて前章第二節の規定により同条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。 2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。 3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

野田市個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律
○規定なし ※ 個人関連情報・・・生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。 （一般にクッキー（Cookie）、IPアドレス、端末固有IDや広告IDなどの識別子、位置情報、閲覧履歴、購買履歴などが該当すると説明されていることが多い。）	（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求） 第七十二条 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。 （仮名加工情報の取扱いに係る義務） 第七十三条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第二百二十八条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。 2 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
	3 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。 4 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。 5 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。
（本人開示請求権）	
第15条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己に関する個人情報(指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、当該管理の業務に関するものを含む。)の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」という。)は、本人に代わって前項の規定による開示を請求することができる。	（開示請求権） 第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第二百二十七条において「開示請求」という。）をすることができる。
（本人開示請求の手続） 第16条 前条の規定による開示の請求(以下「本人開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「本人開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。	（開示請求の手続） 第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。
(1) 本人開示請求をする者の氏名及び住所 (2) 本人開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項	一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所 二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項 ① 希望する開示の実施方法	政令 (開示請求書に記載することができる事項) 第二十三条 開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法(文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付の方法として行政機関等が定める方法をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については法第八十七条第一項の規定により行政機関等が定める方法をいう。以下同じ。)について、次に掲げる事項を記載することができる。 一 求める開示の実施の方法

野田市個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律
② 代理人が開示を請求する場合にあっては、当該本人開示請求に係る本人の氏名及び住所	標準様式第2－1 保有個人情報開示請求書の「本人確認等」の欄の「ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）」の欄に次の記載がある。 （ア） 本人の状況 □未成年者（ 年 月 日生） □成年被後見人 □ 任意代理人委任者 <u>（イ） 本人の氏名</u> <u>（ウ） 本人の住所又は居所</u>
2 前項の規定により本人開示請求書を提出する際、本人開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該本人開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。	2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
3 実施機関は、本人開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、本人開示請求をした者(以下「本人開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、本人開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。	3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
(開示しないことができる個人情報)	●（その他の課題⑥）
第17条 実施機関は、本人開示請求に係る個人情報が次の各号に掲げる事由(以下「不開示事由」という。)のいずれかに該当するときは、当該個人情報を開示しないことができる。	（保有個人情報の開示義務） 第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
(1) 法令等の定めるところ又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示により、本人に開示することができないとき。	○規定なし
(2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。	○規定なし ※個人の評価等（診断・判定・指導等を含む）に関するもので、開示することにより当該評価等に係る行政機関等の適正な業務の遂行に著しい支障を生じるおそれがあると認められる場合は、当該業務が同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当する場合には、法第78条第1項第7号柱書に該当し不開示情報に当たると考えられます。（国の回答）
○規定なし 地方公共団体の機関は「行政機関の長」には含まれない。	四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
○規定なし 都道府県の機関に限る。	五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報
(3) 監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、市が行う事業経営その他実施機関の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。	六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの 七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

野田市個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律
第19条 本人開示請求に対し、当該本人開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示事由に該当する個人情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該本人開示請求を拒否することができる。 （本人開示請求に対する決定等）	（保有個人情報の存否に関する情報） 第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。
第20条 実施機関は、本人開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。	（開示請求に対する措置） 第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。
2 実施機関は、本人開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により本人開示請求を拒否するとき、及び本人開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
3 実施機関は、第1項の決定（以下「開示決定」という。）を行う場合において、当該本人開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、当該第三者の意見を聴くことができる。	（第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第八十六条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第百五条第二項第三号及び第百七条第一項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。 2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第七十八条第一項第二号ロ又は同項第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。 二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第八十条の規定により開示しようとするとき。 3 行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第百五条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。
（開示決定等の期限）	●（その他の課題⑦）
第21条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、本人開示請求があつた日の翌日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を本人開示請求があつた日の翌日から起算して60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、本人開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 ○規定なし	（開示決定等の期限） 第八十三条 開示決定等は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 （開示決定等の期限の特例） 第八十四条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にその全てについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 一 この条の規定を適用する旨及びその理由 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
（理由付記等） 第22条 実施機関は、第20条第1項の規定により本人開示請求に係る個人情報の一部を開示しないとき、又は同条第2項の規定により本人開示請求に係る個人情報の全部を開示しないときは、本人開示請求者に対し、同条第1項又は第2項に規定する書面にその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。	●規定なし ※行政手続法第8条の規定に基づき、開示請求者が明確に認識することができるよう、不開示情報を規定する法第78条のどの規定に該当するかだけでなく、開示請求に係る審査基準の内容といった不開示と判断する要件、該当する事実について、不開示情報を開示しない程度に可能な限り具体的に記載する必要があり、こうした運用は、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）に記載があり、これを参考に事務を行うものとする。

野田市個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律
2 実施機関は、前項の場合において、同項の個人情報に係る決定の日から1年以内に、その全部又は一部を開示することができることが明らかであるときは、その旨を本人開示請求者に通知するものとする。 (本人開示請求に係る事案の移送) 第22条の2 実施機関は、本人開示請求に係る個人情報(情報提供等記録を除く。)が他の実施機関から提供されたものであるときその他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、本人開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。 (開示の方法等) 第23条 個人情報の開示は、当該個人情報が記録されている次の各号に掲げる行政文書(野田市情報公開条例(平成8年野田市条例第25号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。 (1) 文書又は図画にあつては、当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付 (2) 電磁的記録にあつては、当該個人情報に係る部分の視聴、閲覧、写しの交付その他の電磁的記録の種類、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法 2 前項各号の視聴又は閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該個人情報が記録された行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。 3 個人情報が記録された行政文書の視聴又は閲覧は、実施機関が指定する日時及び場所においてしなければならない。 ○規定なし 4 個人情報が記録された行政文書の視聴又は閲覧をする者は、行政文書を丁寧に取り扱い、汚損、破損、加筆等の行為をしてはならない。 5 実施機関は、個人情報が記録された行政文書の視聴又は閲覧を受ける者が当該視聴又は閲覧に係る個人情報が記録された行政文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該個人情報が記録された行政文書の視聴又は閲覧を中止させることができる。 6 第1項各号の写しの交付の方法による個人情報の開示における交付部数は、当該個人情報が記録された行政文書1件につき1部とする。 7 第16条第2項の規定は、第1項の規定により個人情報の開示を受ける者について準用する。	(事案の移送) 第八十五条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものみなす。 3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二条第一項の決定(以下この節において「開示決定」という。)をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。 (開示の実施) 第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。 2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。 4 前項の規定による申出は、第八十二条第一項に規定する通知があった日から三十日以内に行なければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。 ●規定なし (その他の課題⑧) ●規定なし (その他の課題⑧) ●規定なし (その他の課題⑧) ●規定なし (その他の課題⑧)

野田市個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律
(費用の負担) 第23条の2　前条第1項各号の規定により写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。	(手数料) ●（その他の課題⑨） 第八十九条　行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。 2　地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。 3　前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。 4　独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。 5　前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。 6　独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。 7　地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。 8　前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第二項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。 9　地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。
(開示手続の特例) 第24条　実施機関があらかじめ定める個人情報については、第16条第1項の規定にかかわらず、当該実施機関が定める簡易な方法により本人開示請求をすることができる。	●規定なし（その他の課題⑩）
2　実施機関は、前項の規定による本人開示請求があったときは、第20条から前条までの規定にかかわらず、当該実施機関が定める方法により、速やかに、当該個人情報を開示するものとする。 3　実施機関は、第1項の規定により、簡易な方法により本人開示請求をすることができる個人情報を定めたときは、当該個人情報の範囲、開示手続を行う期間及び場所並びに開示の実施方法を告示するものとする。	●規定なし（その他の課題⑩） ●規定なし（その他の課題⑩）
第25条　削除	
(訂正請求権) 第26条　第23条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、当該個人情報の訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。	(訂正請求権) 第九十条　何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 一　開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 二　開示決定に係る保有個人情報であって、第八十八条第一項の他の法
2　第15条第2項の規定は、前項の規定による訂正請求について準用する。	2　代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第二百七条において「訂正請求」という。）をすることができる。

野田市個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律
○規定なし	(訂正決定等の期限の特例) 第九十五条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 一 この条の規定を適用する旨及びその理由 二 訂正決定等をする期限
第28条の2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報(情報提供等記録を除く。)が第22条の2第3項の規定による開示に係るものであるときその他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。	(事案の移送) 第九十六条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第八十五条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての訂正決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。	2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。
3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第28条第1項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行しなければならない。	3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第九十三条第一項の決定(以下この項及び次条において「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行しなければならない。
(個人情報の提供先への通知) 第28条の3 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その内容を書面により通知するものとする。	(保有個人情報の提供先への通知) 第九十七条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。
(利用停止請求権) 第29条 第23条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報(情報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれかに該当すると認める者は、実施機関に対し、当該各号に定める、個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。	(利用停止請求権) 第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この節において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
(1) 第7条の規定に違反して収集されているとき、第8条の規定に違反して取り扱われているとき、第9条若しくは第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去	一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
(2) 第9条又は番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止	二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
2 第15条第2項の規定は、前項の規定による利用停止請求について準用する。	2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この節及び第二百二十七条において「利用停止請求」という。)をすることができる。
○規定なし	3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

野田市個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律
(利用停止請求の手續)	
第30条 前条の規定による利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面及び利用停止請求の内容が事実と合致することを証明する資料を実施機関に提出してしなければならない。	(利用停止請求の手續) 第九十九条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。
(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所	一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
(2) 利用停止請求に係る個人情報を特定するに足りる事項	二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
(3) 利用停止請求の内容	三 利用停止請求の趣旨及び理由
(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項	
2 第16条第2項及び第3項の規定は、前条第1項の規定による利用停止請求について準用する。	2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
	3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
○規定なし	(保有個人情報の利用停止義務) 第百条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。
(利用停止請求に対する決定等)	(利用停止請求に対する措置) 第百一条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
第30条の2 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部について利用停止をするときは、その旨の決定をし、速やかに、当該個人情報の利用停止を行った上で、当該利用停止請求をした者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
2 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の全部について利用停止をしないときは、その旨の決定をし、速やかに、当該利用停止請求をした者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	(利用停止決定等の期限) 第百二条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
3 前2項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
4 第21条第2項の規定は、前項の規定による利用停止請求に対する決定について準用する。	●規定なし ※行政手続法第8条の規定に基づき、開示請求者が明確に認識することができるよう、不開示情報を規定する法第78条のどの規定に該当するかどうかでなく、開示請求に係る審査基準の内容といった不開示と判断する要件、該当する事実について、不開示情報を開示しない程度に可能な限り具体的に記載する必要がある、こうした運用は、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）に記載があり、これを参考に事務を行うものとする。
5 第22条第1項の規定は、第1項及び第2項の規定による利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部の利用停止をしないときについて準用する。	
(利用停止決定等の期限の特例)	(利用停止決定等の期限の特例) 第百三条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 一 この条の規定を適用する旨及びその理由 二 利用停止決定等をする期限
第30条の3 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第3項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、遅滞なく、利用停止決定等をする期限及びその理由を書面により通知しなければならない。	
第3節 審査請求	

野田市個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律
○規定なし ※ 審理員による審理手続を行ってきたが、法により適用除外となる。代わりに審査庁による手続に引き継がれる。	（地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等） 第百六条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第九条第一項から第三項まで、第十七条、第四十条、第四十二条、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 （表略）
（審査請求に関する手続） 第31条 本人開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する決定又は本人開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する決定に係る不作為について、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」という。)に基づく審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。 (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合 (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合(第20条第3項の規定により当該個人情報の開示について反対の意思を表示した意見が表明されている場合を除く。)	（審査会への諮問） 第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。 一 審査請求が不適法であり、却下する場合 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合 (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合	三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合 四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
2 前項の規定による諮問は、次の各号に掲げる審査庁の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付してしなければならない。 (1) 市長及び議会並びに土地開発公社 行審法第42条第2項の規定により審理員から提出された審理員意見書及び事件記録の写し (2) 教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会 行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第29条第2項の弁明書	○規定なし
3 第1項の規定により諮問をした審査庁は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、遅滞なく、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。	○規定なし ※ 行政不服審査法第44条により規定されているため、規定不要。
○規定なし ※ 行政不服審査法第43条により規定されていたため不要であったが、改正法第106条の規定によりこれが適用除外となるため、右のような規定がある。	2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第百七条第一項第二号において同じ。） 二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。） 三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
	3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。
第4章 雑則	
第32条及び第33条 削除	
（事業者に対する措置）	

野田市個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律
第34条 市長は、事業者が個人情報の取扱いについて市民の権利に重大な侵害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、その事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求め、その職員をして当該事業者の事務所その他の事業所に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させること(以下「立入調査」という。)について協力を求めることができる。	(報告及び立入検査) 第百四十六条 委員会は、第四章（第五節を除く。次条及び第百五十一条において同じ。）の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者（以下この款において「個人情報取扱事業者等」という。）その他の関係者に対し、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報又は個人関連情報（以下この款及び第三款において「個人情報等」という。）の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、個人情報の保護に関する勧告をすることができる。	
(1) 事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるとき。	(勧告及び命令) 第百四十八条 委員会は、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十一条（第一項、第三項及び第四項の規定を第四十一条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条（第四項を除き、第五項及び第六項の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十八条、第二十九条（第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十条（第二項を除き、第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十二条、第三十三条（第一項（第五項において準用する場合を含む。）を除く。）、第三十四条第二項若しくは第三項、第三十五条（第一項、第三項及び第五項を除く。）、第三十八条第二項、第四十一条（第四項及び第五項を除く。）若しくは第四十三条（第六項を除く。）の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第三十一条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項若しくは第三十一条第三項において読み替えて準用する第三十条第三項若しくは第四項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十七条第五項若しくは第六項若しくは第四十二条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十四条若しくは第四十五条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。
(2) 前項の規定による説明又は資料の提出を正当な理由なく行わないとき、又は不正に行ったとき。	第百八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。 一 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
(3) 立入調査を正当な理由なく拒んだとき。	
3 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、審査会の意見を聴いた上で、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該事業者の意見を聴かなければならない。	第百四十八条 4 委員会は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた個人情報取扱事業者等がその命令に違反したときは、その旨を公表することができる。
(出資法人等の個人情報の保護) 第35条 市が出資その他財政支出等を行う法人であって、市長が定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。	●規定なし (その他の課題⑩)

野田市個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律
(他の法令等との調整等)	(他の法令による開示の実施との調整)
第36条 実施機関は、他の法令等の規定により、何人にも本人開示請求に係る自己に関する個人情報(特定個人情報を除く。)が第23条第1項各号に規定する方法と同一の方法で開示をすることとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同号の規定にかかわらず、当該個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。	第八十八条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第23条第1項各号の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。	2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
3 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。	●規定なし
(1) 統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報並びに事業所母集団データベースに含まれる個人情報	※統計法の規定により、個人情報保護法第5章の規定を適用しないこととなることから、規定不要。
(2) 市立図書館その他これに類する市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報	※個人情報の保護に関する法律施行令第十六条に該当し、保有個人情報ではないということになるため、規定不要。
(3) 市の職員又は職員であった者の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報	※当該規定を法施行条例で規定することは許容されず、規定しないことによって個人情報の保護水準を低下させる性質のものではないことから規定しない。
(市長の調整)	
第37条 市長は、必要があると認めるときは、市長以外の実施機関に対し、個人情報の保護について、報告を求め、又は指導若しくは助言をすることができる。	(地方公共団体による必要な情報の提供等の求め) 第百六十六条 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。 (施行の状況の公表) 第百六十五条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。 ※その他委員会に関わる諸規定。
(運用状況の公表)	
第38条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況について取りまとめ、これを公表するものとする。	2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。
(委任)	
第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	○規定なし
第5章 罰則	
(罰則)	
第40条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第14条第2項若しくは第3項に規定する者が、正当な理由がないのに、個人情報ファイル(一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの。その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	第百七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
第41条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報(行政文書に記録されているものに限る。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第百八十条 第百七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第42条 第14条第2項の委託を受けた法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)若しくは指定管理者である法人の代表者若しくは管理人又は同項の委託を受けた法人若しくは人若しくは指定管理者である法人の代理人、使用人その他の従業者が、同項の委託を受けた法人若しくは人又は指定管理者である法人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、同項の委託を受けた法人若しくは人又は指定管理者である法人に対しても、各本条の罰金刑を科する。	第百八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 一 第百七十八条及び第百七十九条 一億円以下の罰金刑 二 第百八十二条 同条の罰金刑

野田市個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律
第43条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第百八十一条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第44条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。	第百八十四条 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。 第百八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。 一 第三十条第二項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十六条の規定に違反した者 二 第五十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 三 偽りその他不正の手段により、第八十五条第三項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者